

井原地区消防組合 防火基準適合表示要綱

1 表示の目的

ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うものとする。

2 表示対象物

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一(5)項イ並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

なお、その他の防火対象物については、地域実情を考慮し対象とすることができる。

- (1) 消防法第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

3 表示基準及び審査

- (1) 表示基準は別記のとおりとする。
- (2) 表示基準の審査においては、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする
- (3) 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

4 表示マークの交付

- (1) 消防長は、ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）からの申請により、別記表示基準に基づく審査により、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（(2)に定める場合を除く。）には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図に定める「表示マーク（銀）」を交付する。ただし、表示マーク（銀）を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。
- (2) 消防長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図に定める「表示マーク（金）」を交付する。ただし、表示マーク（金）を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。
 - ア 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合している

と認められる場合

イ 表示マーク（金）が交付されており、交付日から 3 年が経過する前に交付（更新）申請され、表示基準に適合していると認められる場合

5 表示マークの掲出

4により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

なお、ホームページ等における表示マークの使用方法については、別に定める。

6 表示マークの有効期間

表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク（銀）」は 1 年間、「表示マーク（金）」は 3 年間とする。

7 表示マークの返還

(1) 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。

(2) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。

なお、表示マークを返還させる際には、消防長は、その理由を付記した文書により、関係者に通知するものとする。

ア 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

イ 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

ウ ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

8 表示マークの再交付

7の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

なお、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別記

表示基準

第1 点検項目

表示にあたっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

点検項目	
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災 管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用 設備 等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建 築 構 造 等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

第2 判定基準

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法に基づく各種届出、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）に基づく届出、井原地区消防組合条例に基づく届出等により確認し、適合状況を判定するものとする。

なお、各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については、消防本部において既に把握している情報（査察台帳等）を活用するほか、必要に応じて現地確認を実施することにより判定することとする。

1 防火管理等

(1) 防火対象物の点検及び報告

法第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。

(2) 防火管理者等の届出

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 自衛消防組織の届出

令第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。

(4) 防火管理に係る消防計画

防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項

ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

エ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項

オ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項

カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項

キ 防火管理上必要な教育に関する事項

ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項

ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項

コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項

サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又は

- その補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項
- シ アからサまでに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
- ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。)にあっては、次に掲げる事項。
- (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - (イ) 自衛消防組織の要因に対する教育及び訓練に関する事項
 - (ウ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- セ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項
- (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
 - (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
 - (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項
 - (エ) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項
- ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)及び関係者に雇用されている者(当該防火対象物で勤務している者に限る。)以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
- タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項
- チ 規則第3条第4項に規定する強化地域(以下「強化地域」という。)に所在する防火対象物にあっては、次に掲げる事項
- (ア) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第13号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
 - (イ) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項
 - (ウ) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項
 - (エ) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項
 - (オ) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項
 - (カ) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項
- ツ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場

合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)

(5) 統括防火管理者等の届出

法第 8 条の 2 の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。

(6) 防火・避難施設等

法第 8 条の 2 の 4 の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。

(7) 防災対象物品の使用

法第 8 条の 3 の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第 8 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が附されていること。

(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出

法第 9 条の 3 に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 第 1 項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第 9 条の 3 第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

(9) 火気使用設備・器具

法第 9 条に基づいて井原地区消防組合火災予防条例（昭和 48 年組合条例第 16 号。以下「火災予防条例」という。）で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

(10) 少量危険物・指定可燃物

ア 法第 9 条の 4 に基づいて火災予防条例で定められる規定により、法第 9 条の 4 に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。

イ 火災予防条例で定められている規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。

ウ 火災予防条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。

エ イの規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

2 防災管理等

(1) 防災管理対象物の点検及び報告

法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項

に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。

(2) 防災管理者等の届出

規則第 51 条の 8 第 1 項の届出及び規則第 51 条の 9 において準用する第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出及び防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

イ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項

ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項

エ 防災管理上必要な教育に関する事項

オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項

カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項

キ カに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項

ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項

ケ 令第 45 条第 1 号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

(7) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項

(イ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項

(ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

(エ) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項

(オ) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項

(カ) (7)から(オ)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

コ 令第 45 条第 2 号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

(7) 令第 45 条第 2 号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項

(イ) アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第 45 条第 2 号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

シ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項

ス 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

(4) 統括防災管理者等の届出

法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。

3 消防用設備等

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等

消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第 17 条、第 17 条の 2 の 5 及び第 17 条の 3 並びにこれらに基づく命令の規定に従つて、設置されていないものとする。

ア 令第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。

イ 令第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。

ウ 令第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。

エ 令第 13 条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。

オ 令第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。

カ 令第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。

キ 令第 21 条第 1 項及び第 3 項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。

ク 令第 21 条の 2 第 1 項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。

ケ 令第 22 条第 1 項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。

コ 令第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。

サ 令第 24 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。

- シ 令第 25 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定により、避難器具が設置されていること。
- ス 令第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。
- セ 令第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定により、消防用水が設置されていること。
- ソ 令第 28 条第 1 項及び第 3 項の規定により、排煙設備が設置されていること。
- タ 令第 28 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、連結散水設備が設置されていること。
- チ 令第 29 条第 1 項の規定により、連結送水管が設置されていること。
- ツ 令第 29 条の 2 第 1 項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。
- テ 令第 29 条の 3 第 1 項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。
- ト アからテまでの規定にかかわらず、令第 29 条の 4 第 1 項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長が認めた状況で設置されていること。
- ナ アからトまでの規定にかかわらず、現に令第 32 条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長が認めた状況で設置されていること。
- ニ アからナまでの規定にかかわらず、法第 17 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。
- ヌ アからニまでの規定にかかわらず、法第 17 条の 2 の 5 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。
- ネ ヌに掲げるもののほか、法第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。
- ノ 法第 17 条の 3 の 2 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。

(2) 消防用設備等の点検報告

法第 17 条の 3 の 3 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検並びに報告がされていること。

4 危険物施設等

- (1) 法第 10 条第 3 項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。
- (2) 法第 10 条第 4 項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。
- (3) 法第 11 条第 1 項の規定により、許可を受けていること。
- (4) 法第 11 条第 5 項の規定により、完成検査を受けていること。
- (5) 法第 11 条第 6 項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。
- (6) 法第 11 条の 4 第 1 項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届

出がされていること。

- (7) 法第 12 条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。
- (8) 法第 12 条の 7 第 2 項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
- (9) 法第 13 条第 2 項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
- (10) 法第 13 条第 3 項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。
- (11) 法第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
- (12) 法第 14 条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
- (13) 法第 14 条の 2 の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
- (14) 法第 14 条の 3 の 2 の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。
- (15) 法第 14 条の 4 の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
- (16) 第 2 号の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 23 条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

5 建築構造等

(1) 定期調査報告

建基法第 12 条の規定に基づく定期報告が行われていること。

(2) 建築構造等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していること。

ア 建築構造

主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第 21 条、第 27 条及び第 35 条）

イ 防火区画

竪穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号。以下「建基令」という。）第 112 条第 9 項、第 10 項、第 11 項及び第 13 項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和 56 年建設省告示第 1111 号に示す仕様に適合していること。））

ウ 階段

必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。（建基令第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2、第 122 条及び第 123 条）

(3) 避難施設等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として取り扱っているものを含む。）していること。

ア 屋根 建基法第 22 条、第 62 条関係

- イ 外壁 建基法第 23 条～第 25 条、建基法第 61 条関係
- ウ 非常用エレベーター (建基令第 129 条の 13 の 3)、建基法第 34 条第 2 項関係
- エ 排煙設備 (建基令第 126 条の 2、126 条の 3)、建基法第 35 条関係
- オ 防煙壁 (建基令第 126 条の 3)、建基法第 35 条関係
- カ 非常用の照明装置 (建基令第 126 条の 4、令第 126 条の 5) 建基法第 35 条関係
- キ 非常用の進入口等 (建基令第 126 条の 6、126 条の 7) 建基法第 35 条関係
- ク 壁 (建基法第 35 条の 2、建基令第 112 条、第 114 条、107 条、107 条の 2、108 条の 3、128 条の 3 の 2、128 条の 4、129 条の 2 の 5、114 条、115 条の 2 の 2)
- ケ 天井 (建基法第 35 条の 2、令第 112 条、128 条の 3 の 2～第 129 条)
- コ 床 (建基法第 36 条、建基令第 112 条、115 条の 2 の 2、129 条の 2 の 5)
- サ 特定防火設備及び防火設備 (建基法第 36 条、建基令第 112 条 ((2) に掲げるものを除く。)、115 条の 2 の 2、129 条の 2 の 5)
- シ 避難施設
 - (通路 (建基令第 120 条、121 条)、廊下 (建基令第 119 条)、出入口 (建基令第 118 条、124 条、125 条、125 条の 2)、屋上広場 (建基令第 126 条)、避難上有効なバルコニー (建基令第 121 条)、建基法第 36 条
- ス 敷地内の通路 (建基令第 127 条、128 条、128 条の 2) 建基法第 36 条



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 表示マークの大きさは、日本産業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。